

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人人文地理学会という。

2 英語で表記する場合の名称を **The Human Geographical Society of Japan** とする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区吉田河原町14 近畿地方発明センター合同ビル内に置く。

2 この法人は、社員総会の議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

（目的）

第3条 この法人は、人文地理学の進歩・発展・普及を図り、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌『人文地理』の編集・発行
- (2) 大会・例会その他の研究集会の開催
- (3) 優れた研究成果等に対する表彰
- (4) 公開セミナー等の啓発活動の実施
- (5) 内外の関連諸団体との連絡・連携
- (6) その他、この法人の目的に合致すると理事会が認めた事業

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

（入会）

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第9条 正会員は、会誌『人文地理』の頒布を受け、同誌に研究論文を投稿し、また大会・例会その他の、この法人の事業に参加することができる。

2 団体会員は、会誌『人文地理』の頒布を受けることができる。

3 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)において社員に対して認められた、この法人の各種書類の閲覧の権利を、代議員と同様に有し、また社員総会に出席して意見を述べることができる。

4 1年以上会費を納入しない会員に対しては、会員としての権利を制限することがある。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 3年以上会費を納入しないとき。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において社員の半数以上が出席し、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間以上前までに、除名する旨を理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法人の定款又は細則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 第10条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることができない。

(会費、その他抛出金品の不返還)

第14条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(社員)

第 15 条 本定款第 26 条第 6 項以下に規定する代議員をもって、本法人の社員とする。

(種類)

第 16 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 17 条 この法人の社員総会は社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 18 条 社員総会は、この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第 19 条 通常社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第 20 条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の 2 週間前までに書面または電磁的方法によって通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、その総会において、出席した社員のうちから選任する。

(定足数)

第 22 条 社員総会は、社員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 23 条 社員総会の議事は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、社員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員数の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員の現在数
- (3) 会議に出席した社員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した社員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(役員等の種類)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 常任理事 5 名
- (3) 理事（会長及び常任理事を含む） 16 名以上 24 名以内
- (4) 監事 1 名以上 3 名以内

2 ある理事と配偶者又は三親等以内の関係にある者(それに相当する関係である者を含む)が理事に含まれている場合、その合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えることができない。また理事の中で同一の機関に所属する者(専任の教職員として勤務する者のほか、正規の課程の大学院生・学生である者を含む)の数は、理事総数の 3 分の 1 を超えることができない。

3 監事の中には相互に配偶者又は三親等以内の関係にある者(それに相当する関係である者を含む)を含むことができない。また、監事の所属機関はすべて異なっていなければならない。

- 4 会長を、この法人の代表理事とする。
- 5 常任理事を、この法人の業務執行理事とする。
- 6 この法人に、代議員 80 名以上 120 名以内を置く。
- 7 この法人に、常任委員 25 名以上 35 名以内を置く。

(役員等の選任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長は、理事会において理事のうちから選出する。その際、別途定める規程により行われる正会員の意向投票の結果を斟酌するものとする。

3 常任理事は、理事会において理事のうちから選出する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 代議員は、正会員の選挙により正会員のうちから選出するものとし、選挙の方法については、別途定めるところによる。

6 常任委員は、理事会において正会員のうちから選出し、会長が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 常任理事は、庶務、会計、編集、集会、企画・広報の会務を分掌して業務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務執行の基本方針を決定する。

4 会長及び常任理事は、毎事業年度に、4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) その他、一般法人法において監事の職務及び権限とされる事項。

(代議員の職務)

第 30 条 代議員は、一般法人法上の社員としての職務を行う。

(常任委員の職務)

第 31 条 常任委員は、庶務、会計、編集、集会、企画、広報の各委員会を構成し、常任理事の指揮監督の下に、この法人の実務に当たる。

(役員等の任期)

第 32 条 役員等の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時社員総会終結のときまでとする。再任を妨げない。ただし、2 期連続して役員を務めた者は、その直後の 2 期、役員に就任することができない。

2 会長の選任に当たっては、前項ただし書きの規定を適用しない。

3 会長及び常任理事は、それぞれ通算 2 期を越えて就任できない。

4 補充又は増員により選任された役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員等は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

6 代議員等の任期は、選挙実施年の 10 月 1 日から 2 年とする。再任を妨げないが、連続して 2 期を越えて代議員等に就任することはできない。なお前 2 項の規定は代議員等に対しても準用する。

7 代議員等が、この法人又はその役員等と法人の業務に関して係争中である場合には、その争いが終結するまでは、当該代議員等の任期は継続するものとする。ただし、社員総会における役員等の選

出に関する権利はもたない。

6 常任委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続2年を超えないものとする。本条第4項及び第5項の規定は、常任委員に対しても準用する。

(役員等の解任)

第33条 役員及び代議員に、ふさわしくない行為があったときは、社員総会において出席社員の3分の2以上の議決により解任することができる。ただし、監事の解任については社員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

2 常任委員に、ふさわしくない行為があったときは、理事会の3分の2以上の議決により解任することができる。

(報酬等)

第34条 役員及び代議員は無報酬とする。

2 常任委員には報酬を支払うことができる。支払いの基準については理事会で決定する。

3 役員、代議員及び常任委員には職務に要した費用を支払うことができる。支払いの基準については理事会で決定する。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 定例理事会は、毎事業年度に4回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事又は監事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事が理事会を招集する。

2 会長は前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を開催しなければ

ばならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその旨通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第40条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会において社員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(合併等)

第 46 条 この法人は、社員総会において社員総数の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、一般法人法第 148 条の事由によるほか、社員総会において、社員総数の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により、この法人と類似の目的を有する公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 8 章 情報公開

(情報公開)

第 49 条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告による。

第 9 章 雑則

(委任)

第 51 条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

[附則]

1 この定款は、平成 26 年〇月〇〇日から施行する。

2 この法人の設立当初の社員は、第 15 条の規定にかかわらず下記社員名簿のとおりとする。

ただし、その任期は本法人設立登記の日から○日間とし、以後平成 28 年 9 月 30 日までは、本法人設立後に適用される定款第 27 条第 5 項及び「一般社団法人人文地理学会代議員選挙規程」に定められているのと同等の方法であらかじめ行われる代議員選挙において、最初の代議員予定者として選出された者が社員となる。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、下記役員名簿のとおりとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 5 条の規定にかかわらず、設立登記の日から平成 27 年 9 月 30 日までとする。
- 6 この法人は、昭和 23 年に設立された任意団体としての人文地理学会の一切の権利・義務・契約(代表者名でなされたものを含む)及び事業を継承する。この法人設立の直前に任意団体としての人文地理学会の会員であった個人は、特段の申し出がない限り、手続きを要することなく、この法人の設立後、その正会員となる。また任意団体としての人文地理学会の会員であった法人及び団体は、団体会員となる。

設立時社員 略

設立時役員 略